

滋賀県流域治水に関する施策の実施状況 (令和2年度実績)

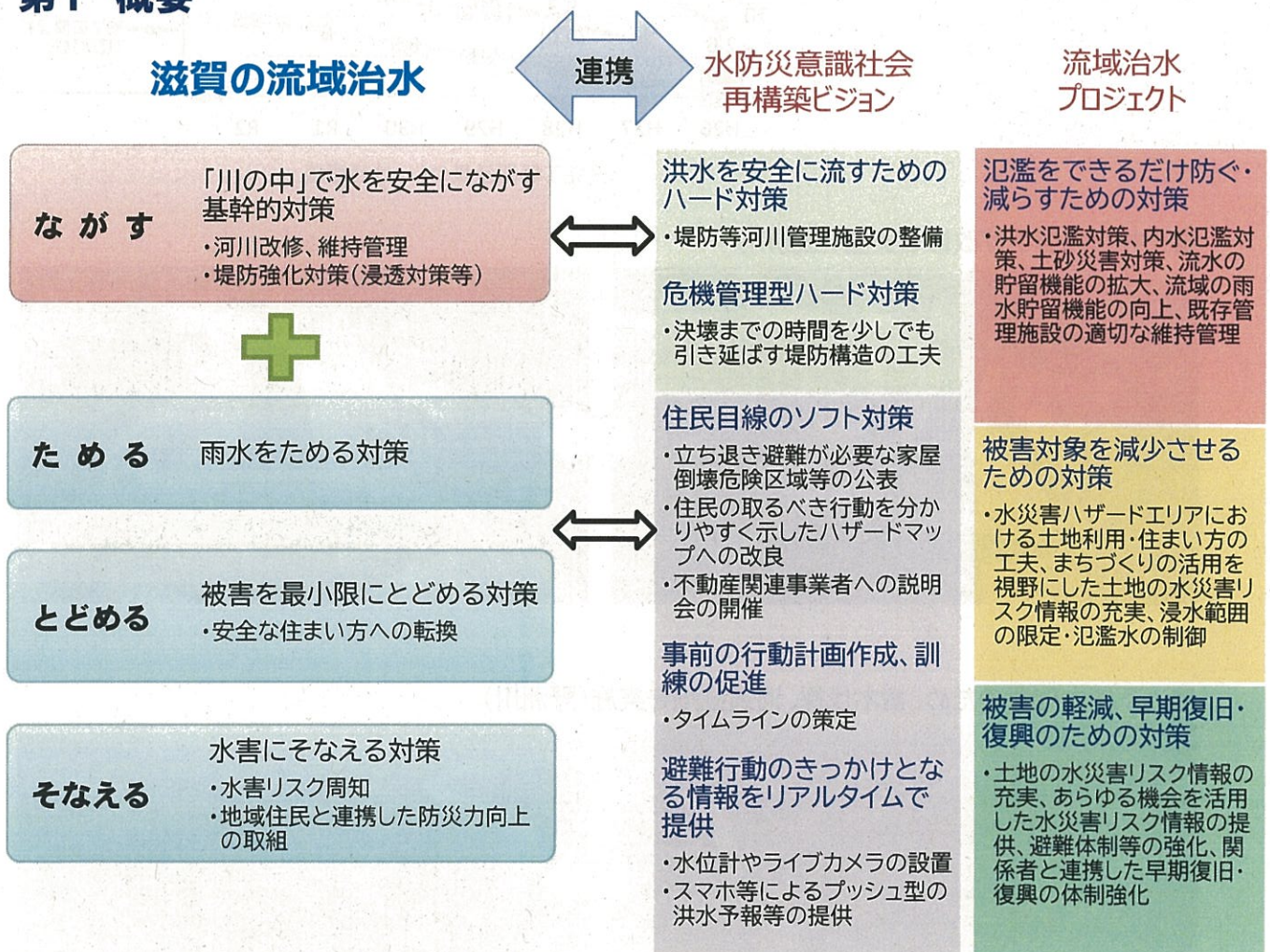
概要版

□滋賀県流域治水の推進に関する条例(抜粋)

(施策の実施状況の報告)

第38条 知事は、毎年度、流域治水に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

第1 概要



第2 施策の実施状況

1 基礎情報

◆想定浸水深の設定

H26.9.1	17市町で設定
H30.12.20	全市町で設定
R2.3.31	全市町で更新
⇒市町が配布するハザードマップに反映	

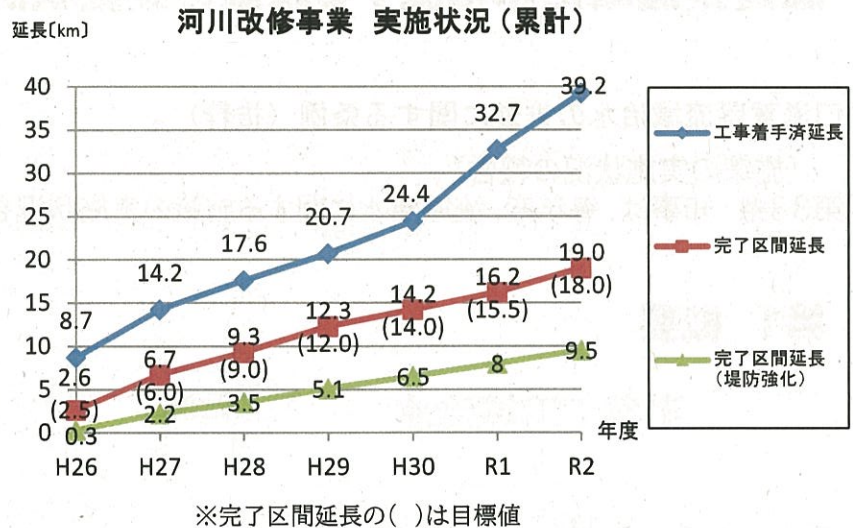
2 流域治水対策

(1) 「ながす」対策（「川の中」で水を安全にながす基幹的対策）

◆河川改修事業

○「滋賀県河川整備5ヶ年計画」（第1期：H26～H30、第2期：R1～R5）に基づき実施

- ・ 流下能力の向上を図る対策
- ・ 堤防強化を図る対策



■天井川の切下げ改修を実施(金勝川)



■流下能力確保のため、樹木伐採、河道掘削を実施(野洲川)



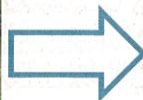
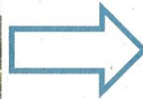
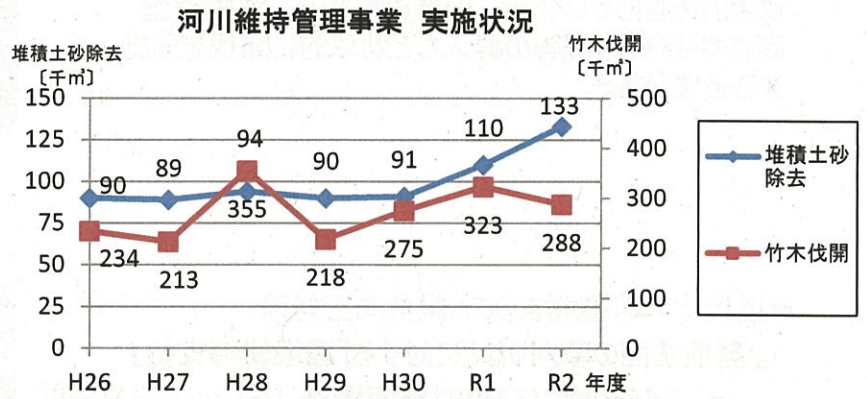
【課題】

本県の河川整備率は約56%であり、未改修区間の整備を推進していく必要がある。
 今後とも、日野川などで大規模特定河川事業制度（個別補助）をより一層活用するなど、計画的に河川改修の進捗を図る必要がある。

◆河川維持管理事業

- 治水上緊急性の高い箇所から、竹木伐開や堆積土砂除去、護岸補修等を順次実施
- 特に、地先の安全度マップで想定浸水深が大きい区域において、重点的に実施

竹木伐開： 76河川
 堆積土砂除去： 93河川
 護岸補修等： 164河川



【課題】

土砂の堆積、護岸の破損等により、新たな維持管理必要箇所が発生するため、地域の意見等を踏まえながら緊急性の高い箇所を見極め、適時に維持管理事業を実施する必要がある。

(2) 「**ためる**」対策（雨水をためる対策）

◆環境に配慮した森林づくり

○人工林等において、間伐等の森林整備を1,827ha実施

【課題】

間伐材の搬出を伴う間伐への移行を進め、資源の循環利用を図っていくため、施業の集約化、路網整備、高性能林業機械等の導入など効率的に間伐を実施する必要がある。



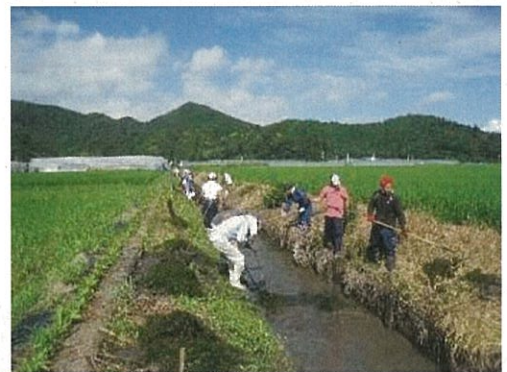
◆世代をつなぐ農村まると保全向上対策

○農地法面の草刈りなどに対する「**農地維持支払**」

⇒ 545組織（交付対象面積35,956ha）を対象に、地域共同活動を支援

○水路等の軽微な補修などに対する「**資源向上支払**」

⇒ 482組織（交付対象面積34,209ha）を対象に、地域共同活動を支援



【課題】

農家の高齢化や土地持ち非農家の増加、過疎化の進行等により、多面的機能の維持・発揮に必要な農地・農業用施設等を保全する地域共同活動が脆弱化している。雨水貯留浸透機能を今後も維持していくため、取組面積の維持・拡大や活動組織の体制強化等による活動の定着化が必要である。

(3) 「**とどめる**」対策（被害を最小限にとどめる対策）

浸水警戒区域の指定に向け、重点地区で「水害に強い地域づくり協議会住民ワーキング」において避難体制や安全な住まい方のルールについて地域住民と連携して検討

区域指定を迅速に行い、安全な住まい方を早期に実現するため、令和3年3月に「重点地区の取組方針」を策定

R2.8.21 東近江市きぬがさ町3地区指定

R3.3.30 長浜市木之本町石道地区、余呉町菅並地区指定

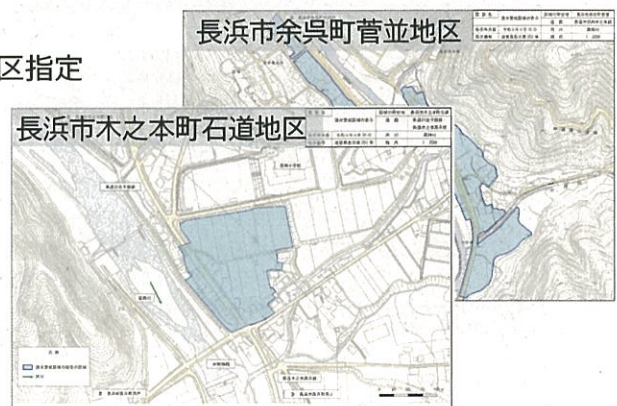
【長浜市木之本町石道地区、余呉町菅並地区】

R3.1.12～ 区域指定の案の縦覧

↓
R3.1.26 長浜市長意見照会

↓
R3.3.22 滋賀県流域治水推進審議会諮問

↓
R3.3.30 **浸水警戒区域指定告示**



【課題】

他の対象地区においても、地域住民への説明手法としてオープンハウス方式を採用するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため取組の工夫をしながら、「重点地区の取組方針」に基づき、迅速に区域指定ができるよう、計画的かつ積極的に取り組んでいく必要がある。

(4) 「そなえる」対策（水害にそなえる対策）

◆水害に強い地域づくり協議会

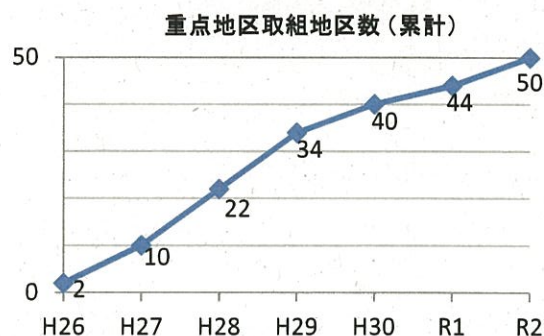
○県下各圏域において、浸水被害の回避・軽減に関して必要な対策に関する事項等について協議

圏域協議会： 6回
防災情報WG： 11回
住民WG： 36回

湖北圏域 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会
(令和2年12月16日開催)



○新たに水害リスクの高い6地区で、出前講座、水害図上訓練等水害に強い地域づくりの取組を行い、全地区（50地区）着手となった。



【課題】

水害に強い地域づくりを計画的に実施するため、市町と取組方針をしっかりと共有し、地域の合意形成を十分図りつつ、各地区での取組を効果的、効率的に進めていく必要がある。

◆調査研究の推進、教育訓練等

自治会、学校、団体等に対して、出前講座、水害図上訓練等を実施
(延べ45団体、約1,700人)

出前講座
近江八幡市金田学区 図上訓練



出前講座
長浜市立虎姫学園 体験学習



【課題】

引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した工夫のもと地域や団体の要請に応じて出前講座等を実施するとともに、特に浸水リスクの高い地域における取組は市町と連携し、今後も計画的・重点的に取り組む必要がある。

3 滋賀県流域治水推進審議会

○第5回審議会（令和2年7月27日）

東近江市きぬがさ町城東地区ほか2地区の浸水警戒区域指定にかかる審議

○第6回審議会（令和2年9月15日）

「重点地区における取組のあり方検討部会」を設置

○第7回審議会（令和3年3月22日）

長浜市木之本町石道地区ほか1地区の浸水警戒区域指定にかかる審議および「重点地区の取組方針」の策定を報告